

平成31年度における裁判官の配置、  
裁判事務の分配、代理順序及び開廷日割

(平成31年1月16日一部改正)

(平成31年3月25日一部改正)

(平成31年4月1日一部改正)

松江地方裁判所

## 第1 裁判官の配置

### (裁判官の配置)

第1条 裁判官の配置は、別紙第1のとおりとする。

## 第2 裁判事務の分配及び開廷日割

### (通則)

第2条 本庁の各部又は各支部の裁判官に対する裁判事務の分配は、本定めに規定があるものを除き、当該部又は当該支部においてこれに定める。

- 2 本庁の各部の裁判官の裁判事務分配は別紙第2の定めるところによる。
- 3 本庁及び各支部の開廷日割は、別紙第3のとおりとする。
- 4 簡易裁判所の裁判官に対する裁判事務の分配及び開廷の日割は、別紙第4及び同第5のとおりとし、「事件種別」欄記載の事件種別ごとに、「担当者」欄記載の裁判官が処理するものとし、担当裁判官が複数である場合には、受理の順に、「分担割合」欄記載の割合に従い、前年度に引き続いで順次配付する。

### (通信傍受法に基づく傍受原記録の保管)

第3条 出雲支部、浜田支部、益田支部及び西郷支部における犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受の原記録の保管事務は本庁において取り扱う。

- 2 傍受の原記録の保管事務は、刑事部総括裁判官が処理する。

### (事件の回付)

第4条 本庁又は支部の裁判官は、地方裁判所及び家庭裁判所支部設置規則に定める管轄区域に属する事件であることを理由として、その担当事件を管轄する支部又は本庁に回付することができる。

- 2 本庁又は支部の裁判官は、その担当事件と関連する事件を担当する他の支部の裁判官又は本庁の裁判官若しくは合議体の裁判長と協議し、その協議が整ったときには、その担当事件を当該支部又は本庁に回付することができる。

3 前項の規定によって回付された事件は、協議をした裁判官に配付することとし、その場合には、当該裁判官は第2条に従って当該事件の配付を受けたものとする。

4 第1項及び第2項以外の理由により、松江地方裁判所事務処理規程の定めに従い、常任委員会の決議を経て事件が回付された場合にも、前項後段の例による。

### 第3 裁判事務の代理順序

(裁判長、裁判官の代理)

第5条 本庁の民事部又は刑事部各合議体において、裁判長に差し支えがあるときは、その合議体の次順位の裁判官が代理し、その他の裁判官に差し支えがあるときは、同じ部の権限を有する裁判官が代理する。

2 一人制事件の裁判官に差し支えがあるときは、同じ部の権限を有する裁判官が代理する。

3 前二項の定めによつても、なお、裁判官に差し支えがあるとき並びに支部及び簡易裁判所の裁判官に差し支えがあるときは、別紙第6で定めるところにより、代理裁判官（同順位の裁判官が複数いる場合には、所長が指名する裁判官）が代理する。

(準抗告事件の代理)

第6条 刑訴法第429条の準抗告事件（法律により刑訴法第429条第1項の手続の例によるとされる不服申立て事件を含む。）については、公訴提起されたときにその基本事件の分配を受けることになる唯一の裁判官（法定合議事件については合議体を構成する裁判官）及び既にその分配を受けた裁判官は除外し、前条により順次代理する。

### 第4 司法行政事務の代理順序

(所長等の代理)

第7条 所長、支部長及び簡易裁判所司法行政事務掌理者の司法行政事務の代理

順序は、別紙第7のとおりとする。

2 前項によることができないときは、所長が指名する裁判官が代理する。

附 則

この定めは平成31年1月1日から実施する。

附 則

この定めは平成31年1月16日から実施する。

附 則

この定めは平成31年3月25日から実施する。

附 則

この定めは平成31年4月1日から実施する。

(別紙第1)

裁 判 官 の 配 置

1 本庁民事部

判 事 (総括)	堀 部 亮 一
判 事	光 吉 恵 子
判 事 補	本 村 理 絵
判 事 補	竹 田 泰 樹 (兼)
判 事 補	海 野 泰 信

2 本庁刑事部

判 事 (総括)	本 村 曜 宏
判 事	堀 部 麻記子
判 事 補	竹 田 泰 樹

3 本庁単独係

判 事 (所長)	横 溝 邦 彦
----------	---------

4 出雲支部

判 事	阿 保 賢 祐
-----	---------

5 浜田支部

判 事	浅 川 啓
-----	-------

6 益田支部

判 事 (兼)	浅 川 啓
---------	-------

7 西郷支部

判 事 (てん補)	堀 部 麻記子
-----------	---------

8 松江簡裁

簡裁判事 (司掌者) (兼)	横 溝 邦 彦
簡裁判事	澤 察
簡裁判事 (兼)	堀 部 亮 一

簡裁判事（兼）	光　吉　恵　子
簡裁判事（兼）	本　村　暁　宏
簡裁判事（兼）	堀　部　麻記子
簡裁判事（兼）	本　村　理　絵
簡裁判事（兼）	小　林　幹　典
簡裁判事（代行）	竹　田　達　也
9　雲南簡裁	
簡裁判事	小　林　幹　典
10　出雲簡裁	
簡裁判事（司掌者）（兼）	阿　保　賢　祐
簡裁判事	原　　　　　孝
11　浜田簡裁	
簡裁判事（司掌者）（兼）	浅　川　啓
簡裁判事（兼）	宮　部　稔
12　益田簡裁	
簡裁判事（司掌者）（兼）	浅　川　啓
簡裁判事	宮　部　稔
13　川本簡裁	
簡裁判事（兼）	原　　　　　孝
14　西郷簡裁	
簡裁判事	竹　田　達　也
簡裁判事（代行）	堀　部　麻記子

## 裁 判 事 務 の 分 配

## 1 合議事件

事件別	事 件 種 別	担 当
民事事件	合議制訴訟事件 合議制再審事件 簡裁事件に関する控訴・抗告事件 民訴法の除斥・忌避申立事件 行政事件 地方自治法第242条の3第2項及び同法第243条の2第5項の規定に基づく訴訟並びにこれらを本案とする保全命令事件 人身保護事件 会社更生事件 消費者裁判手続特例法の規定に基づく共通義務確認訴訟 その他の合議制事件	民事部合議体
刑事事件	合議制公判請求事件 合議制再審請求事件 付審判請求事件 刑訴法第429条の準抗告事件（法律により刑訴法第429条第1項の手続の例によるとされる不服申立て事件を含む。） 刑訴法の忌避・回避申立事件 組織的犯罪処罰法第62条第1項、第65条第1項の各請求事件 (麻薬特例法第23条により組織的犯罪処罰法第6章の規定によるものとされる同種請求事件を含む。) 対象事件からの除外に関する事件（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第3条第1項） 裁判員等の不選任請求等の却下に対する異議申立事件（同法第35条第1項、第94条第1項（第47条第2項により準用される場合を含む。）） 裁判員等の解任請求事件の地方裁判所への送付事件（同法第41条第2項後段） 裁判員等の解任請求の簡易却下に対する異議申立事件（同法第42条第1項、第41条第2項前段） 地方裁判所への通知事件（同法第43条第2項）	刑事部合議体 民事部合議体
	裁判員等の解任請求却下に対する異議申立事件（同法第42条第1項、第41条第2項後段）	本庁単独係と民事部裁判官の合議体

2 1人制事件

事件別	事 件 種 別	担 当
民事事件	一人制訴訟事件（通常、手形、小切手） 消費者裁判手続特例法の規定に基づく簡易確定決定に対する異議 後の訴訟事件 配偶者暴力に関する保護命令事件 不動産登記法第108条の規定に基づく仮登記仮処分事件 民事保全異議・取消し事件 調停事件 民事・借地・商事各非訟事件 過料事件 仲裁関係事件 船舶所有者等責任制限事件 油濁損害賠償責任制限事件 労働審判事件 労働審判事件から移行した訴訟事件 破産事件（同時廃止） 破産事件（管財） 民事再生事件（通常） 特別清算事件 会社更生事件 企業担保権実行事件 消費者裁判手続特例法の規定に基づく簡易確定手続 民事再生事件（個人） 不動産執行事件 債権執行事件 財産開示事件（民事執行法第206条の規定に基づく過料事件を含む。） 執イ・ロ・ハ事件に対する執行異議事件 保全命令事件 証拠保全事件 訴え提起前の証拠収集処分事件 共助事件 民事雑事件 執行雑事件	民事部の裁判官
刑事事件	一人制公判請求事件 一人制再審請求事件 証人尋問請求事件 証拠保全事件 共助事件 刑訴法第430条の準抗告事件（法律により刑訴法第430条第1項の手続の例によるとされる不服申立て事件を含む。） 執行猶予取消請求事件 刑事雑事件 訴訟費用負担請求事件 刑事補償請求事件 費用補償請求事件 訴訟費用執行免除の申立て事件 上訴権回復請求事件 刑訴法第96条第3項の保釈保証金没取請求事件 裁判の解釈の申立て事件 裁判の執行の異議の申立て事件 刑法第52条の刑の決定請求事件 訴訟費用の額の算定申立て事件 刑事損害賠償命令事件	刑事部の裁判官  ※ただし、証人尋問請求事件及び証拠保全事件については、刑事部・民事部の裁判官

事件別	事 件 種 別	担 当
その他の事件	起訴議決に係る事件について公訴の提起及びその維持に当たる者の指定手続（検察審査会法第41条の9第1項）	法定合議事件 民事部の裁判官 上記以外の単独事件 刑事部の裁判官
	各種令状請求事件 第1回公判期日前の勾留に関する処分請求事件 勾留理由開示請求事件 第1回公判期日前の組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法による没収・追徴保全に関する処分請求事件 被疑者国選弁護人の選任請求事件 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に関する申立て	民事部・刑事部裁判官全員

(別紙第3)

開廷日割

府別	曜日 事件	月	火	水	木	金	備考
本 庁	民 事	合議		単独	単独		
	刑 事	単独	单独	合議	単独		
出雲支部	民 事	単独	单独※	単独	単独	単独	※火曜日は随時開廷
	刑 事	単独	单独※	単独	単独	単独	※火曜日は随時開廷
浜田支部	民 事	単独		単独		单独※	※第2, 第4, 第5金曜日に開廷
	刑 事	単独		単独		单独※	
益田支部	民 事		単独		単独	单独※	※第1, 第3金曜日に開廷
	刑 事		単独		単独	单独※	
西郷支部	民 事	单独※					※3か月に2回開廷
	刑 事	单独※					

## 裁 判 事 務 の 分 配

## 1 松江簡易裁判所(民事)

事 件 種 別	担 当 者	分担割合	開廷日
訴訟事件(通常, 手形, 小切手)	簡裁判事 澤 実	4分の3	火, 木(第2, 4, 5)
再審事件	簡裁判事 小 林 幹 典	4分の1	木(第1, 3, 5)
督促異議訴訟事件			
少額訴訟事件	簡裁判事 小 林 幹 典 簡裁判事 竹 田 達 也	2分の1 2分の1	木(第1, 3, 5) 木(第4), 金(第4)
職権調停事件	簡裁判事 澤 実 簡裁判事 小 林 幹 典	4分の3 4分の1	火, 木(第2, 4, 5) 木(第1, 3, 5)
申立調停事件	簡裁判事 澤 実 簡裁判事 小 林 幹 典	4分の3 4分の1	月, 水, 木(第1, 3) 水, 木(第2, 4)
民事保全事件	簡裁判事 澤 実	全 部	随 時
起訴前の和解事件	簡裁判事 小 林 幹 典	適 宜	随 時
公示催告事件			
借地非訟事件			
過料事件	簡裁判事 小 林 幹 典	全 部	随 時
共助事件			
その他の民事事件	簡裁判事 澤 実	全 部	随 時

(注)

1 事件を配付すべき裁判官においてその事件を取り扱うことができない場合又は当該事件が差戻事件で配付すべき裁判官がその事件の原裁判をした裁判官である場合であって、同種の事件を担当する裁判官が2名以上いるときは、当該事件を次順位の裁判官に配付し、先の裁判官には次に受理した同種事件を配付する。

2 各裁判官に各別に配付された数個の同種事件が関連し、併せて担当するのを相当とするときは、双方の裁判官の協議により配付替えをすることができる。この場合、当該裁判官は併せて担当することになった件数の事件の配付を受けたものとし、他の裁判官にはその直後に受理した新件を補充配付する。

3 手形訴訟、小切手訴訟及び少額訴訟の終局判決に対する異議事件は、当該判決をした裁判官に配付する。ただし、竹田達也裁判官に配付された少額訴訟事件の少額訴訟の終局判決に対する異議事件は、澤裁判官に2分の1、小林裁判官に2分の1の割合で配付する。

4 竹田達也裁判官に配付された少額訴訟事件が通常手続に移行した後は、澤裁判官に2分の1、小林裁判官に2分の1の割合で配付替えする。

5 民事再審事件は原裁判をした裁判官に配付する。ただし、その裁判官がいないときは、受理の順に各裁判官に順次配付する。

6 本案訴訟その他基本となる事件に付隨する各種申立て又は申出事件は、基本事件を担当する裁判官に配付する。

7 調停事件担当の裁判官が、配付を受けた事件の調停主任となる。ただし、職権により自庁調停に付した事件は本案訴訟事件の担当裁判官が調停主任となる。

8 執務時間外に申立てを受けた緊急を要する民事保全申立事件等は、本庁及び松江簡易裁判所裁判官の申合せによる執務時間外の令状等当番裁判官が担当処理する。ただし、当該裁判官がこれを処理する権限を有しないときは、次の日の当番裁判官が担当処理し、その裁判官が権限を有しないときは、順次その後日の権限を有する裁判官が担当処理する。

2 松江簡易裁判所(刑事)

事 件 種 別	担 当 者	分担割合	開廷日
公判請求事件 再審請求事件	簡裁判事 小林幹典	全 部	月
交通切符略式命令請求事件	簡裁判事 小林幹典 簡裁判事 竹田達也	2分の1 2分の1	木(第2) 木(第4)
待命略式命令請求事件	簡裁判事 澤 実 簡裁判事 小林幹典	2分の1 2分の1	隨 時 隨 時
上記外の略式命令請求事件	簡裁判事 竹田達也 簡裁判事 小林幹典	3分の1 3分の2	隨 時 隨 時
証人尋問請求事件 証拠保全事件 共助事件 刑事雑事件	簡裁判事 澤 実	全 部	隨 時
刑事補償請求事件 費用補償請求事件 訴訟費用執行免除の申立て事件 上訴権回復請求事件 刑訴法第96条第3項の保釈保証金没取請求事件 裁判の解釈の申立て事件 裁判の執行の異議の申立て事件 刑法第52条の刑の決定請求事件 訴訟費用負担請求事件 訴訟費用の額の算定申立て事件	簡裁判事 小林幹典	全 部	隨 時
※1 各種令状請求事件（警察官職務執行法 第3条の保護許可状請求を含む。） 第1回公判期日前の勾留に関する処分 請求事件 勾留理由開示請求事件 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第24条第2項事件 被疑者国選弁護人の選任請求事件	松江簡裁配置の全裁判官 (注)	(注)	隨 時

(注) 事件種別欄※1の各事件については、本庁及び松江簡易裁判所裁判官の申合せに従って担当する裁判官に配付する。

## 裁 判 事 務 の 分 配

その他の簡易裁判所

庁 名	事 件 種 別	担 当 者	分担割合	開廷日
雲南簡裁	民事各種事件	簡裁判事 小林幹典	全 部	火, 金
	刑事各種事件			火(第3)
	交通切符			
出雲簡裁	民事各種事件	簡裁判事 原 孝	全 部	月(民事のみ)
	刑事各種事件			火, 木
	交通切符			木(第2, 4)
浜田簡裁	民事各種事件	簡裁判事 宮 部 稔	全 部	火, 木
	刑事各種事件			木(第2, 4)
	交通切符			
益田簡裁	民事各種事件	簡裁判事 宮 部 稔	全 部	月, 水
	刑事各種事件			水(第2, 4)
	交通切符			
川本簡裁	民事各種事件	簡裁判事 原 孝	全 部	水(第1, 3)
	刑事各種事件			木(第3)
	交通切符			
西郷簡裁	民事各種事件	簡裁判事 竹 田 達 也	全 部	月, 水
	刑事各種事件			
	交通切符			火

(別紙第6)

裁 判 事 務 の 代 理 順 序

本 官	代 理 裁 判 官
本庁民事部裁判官	本庁刑事部裁判官
本庁刑事部裁判官	1 本庁民事部裁判官 2 出雲支部の裁判官
出雲支部裁判官	本庁の権限のある裁判官
浜田支部裁判官	同 上
益田支部裁判官	同 上
西郷支部裁判官	同 上
松江簡裁裁判官	1 松江簡裁執務の他の裁判官 2 出雲簡裁の裁判官
雲南簡裁裁判官	1 松江簡裁執務の他の裁判官 (ただし、代行裁判官を除く。) 2 出雲簡裁の裁判官
出雲簡裁裁判官	1 出雲簡裁の他の裁判官 2 松江簡裁執務の裁判官 (ただし、代行裁判官を除く。)
浜田簡裁裁判官	1 浜田簡裁の他の裁判官 2 出雲簡裁の裁判官 3 松江簡裁執務の裁判官 (ただし、代行裁判官を除く。)
益田簡裁裁判官	1 益田簡裁の他の裁判官 2 出雲簡裁の裁判官 3 松江簡裁執務の裁判官 (ただし、代行裁判官を除く。)
川本簡裁裁判官	1 出雲簡裁の他の裁判官 2 松江簡裁執務の裁判官 (ただし、代行裁判官を除く。)
西郷簡裁裁判官	1 西郷支部てん補の裁判官 2 松江簡裁執務の他の裁判官

(注) 「松江簡裁執務」とは、別紙第4において、松江簡易裁判所の事件を分担している裁判官をいう。ただし、松江簡裁執務の裁判官に差し支えのある場合は、松江簡易裁判所のその他の裁判官の中から所長が指名する裁判官が代理する。

(別紙第7)

司 法 行 政 事 務 の 代 理 順 序

本 官	代 理 裁 判 官
所 長	1 堀 部 亮 一 2 本 村 曉 宏
出 雲 支 部 長	堀 部 麻 記 子
浜 田 支 部 長	堀 部 亮 一
益 田 支 部 長	本 村 曉 宏
西 鄉 支 部 長	1 堀 部 麻 記 子 2 本 村 曉 宏
松 江 簡 裁 司 法 行 政 事 務 掌 理 者	澤 実
雲 南 簡 裁 司 法 行 政 事 務 掌 理 者	澤 実
出 雲 簡 裁 司 法 行 政 事 務 掌 理 者	原 孝
浜 田 簡 裁 司 法 行 政 事 務 掌 理 者	宮 部 稔
益 田 簡 裁 司 法 行 政 事 務 掌 理 者	宮 部 稔
川 本 簡 裁 司 法 行 政 事 務 掌 理 者	阿 保 賢 祐
西 鄉 簡 裁 司 法 行 政 事 務 掌 理 者	堀 部 麻 記 子